

換価の猶予申請の手引

令和5年5月
大阪労働局
労働保険徴収課

換価の猶予制度のあらまし

労働保険料をその納期限までに納付しない場合には、納付するまでの日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお指定期限までに納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

しかしながら、納付者によっては、労働保険料を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合があります。

このため、このような事由がある納付者について、労働局に申請することにより、財産の差押えや換価（売却）などの猶予が認められる場合があります。

換価の猶予の効果

換価の猶予が認められると・・・

既に差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。

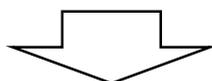
差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押えが猶予（又は差押えが解除）される場合があります。

換価の猶予が認められた期間内の延滞金が不徴収とされます。

手続の流れ

○ 換価の猶予を受けるための要件の確認

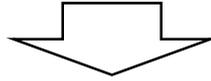
労働保険料を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、納付に対する誠実な意思を有すると認められる場合は、猶予を受けようとする労働保険料の納期限から6か月以内の申請により換価の猶予を受けることができます。



○ 申請書等の提出 (〇ページ)

「換価の猶予申請書」に必要な書類を添付して、労働局に提出します。

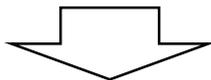
- ・ 「換価の猶予申請書」の書き方・・・6ページ
- ・ 「財産収支状況書」の書き方・・・9ページ
- ・ 「財産目録」の書き方・・・13ページ
- ・ 「収支の明細書」の書き方・・・17ページ



○ 提出された申請書等の審査 (4ページ)

労働局では、提出された申請書及び添付書類の内容を確認して、猶予の許可・不許可や、猶予を許可する金額・期間などの審査を行います。

なお、申請書等の記載に不備がある場合は、一定期間内に補正していただく必要があります。

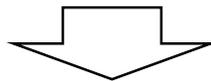
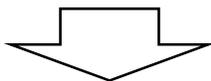


○ 猶予が許可された場合 (4ページ)

猶予が許可された場合は、労働局から「換価の猶予許可通知書」が送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画どおりに納付してください。

○ 不許可となる場合 (5ページ)

一定の場合には、猶予が許可されないことがあります。この場合には、「換価の猶予不許可通知書」が送付されます。



○ 完納

全額納付された場合は、猶予期間中の延滞金が不徴収となります。

○ 猶予の取消し等 (5ページ)

一定の場合には、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されたりすることがあります。

なお、やむを得ない事情がある場合には、分割納付計画の変更や猶予期間の延長が認められることがあります。

1 換価の猶予を受けることができる場合

次の から までに掲げる要件の全てに該当する場合は、換価の猶予を受けることができます。

納付すべき労働保険料を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること（*1）

納付について誠実な意思を有すると認められること（*2）

換価の猶予を受けようとする労働保険料以外の労働保険料の滞納がないこと

納付すべき労働保険料の納期限から6月以内に「換価の猶予申請書」が労働局に提出されていること

原則として、換価の猶予を受けようとする労働保険料の額に相当する担保の提供があること（*3）

*1 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお労働保険料を一時に納付することにより、事業を休止又は廃止させるおそれがある場合をいいます。

また、「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、労働保険料を一時に納付することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

*2 「納付について誠実な意思を有すると認められる」とは、納付者がその労働保険料を優先的に納付する意思を有していると労働局長が認めることができることをいいます。

*3 次の から までのいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

猶予を受ける労働保険料の額が100万円以下である場合

猶予を受ける期間が3月以内である場合

担保を徴することができない特別の事情（国税通則法により提供することができるとされている担保に該当するもの（8ページ）がないなど）がある場合

2 猶予期間

換価の猶予を受けることができる期間は、1年（*）の範囲内で、申請書の財産や収支の状況に応じて、最も早く労働保険料を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、換価の猶予を受けた労働保険料は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

* 換価の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に労働局に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

3 申請のための書類

換価の猶予の申請をする場合は、次の書類を労働局に提出してください。

猶予の審査のために必要となる書類

猶予を受けようとする金額が 100万円以下の場合	猶予を受けようとする金額が 100万円を超える場合
○ 「換価の猶予申請書」 (書き方は、6～8ページ)	○ 「換価の猶予申請書」 (書き方は、6～8ページ)
○ 「財産収支状況書」 (書き方は、9～12ページ)	○ 「財産目録」 (書き方は、13～16ページ)
	○ 「収支の明細書」 (書き方は、17～21ページ)

担保の提供に関する書類

担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」などを提出する必要がありますので、詳しくは労働局にお尋ねください。

なお、担保を提供する必要がない場合(3ページ*3)には、提出は不要です。

4 提出された申請書等の審査

労働局では、必要な書類が提出されているか、必要な事項が記載されているかを確認し、換価の猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額、期間などの審査を行います。

申請書等の補正

申請に当たって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記載に不備がある場合には、電話等により補正をお願いすることがあります。

なお、労働局から補正通知書が送付された場合において、補正通知書の送付を受けた日の翌日から起算して20日以内に補正されないときは、猶予の申請を取り下げたものとみなされますので、ご注意ください。

申請内容の審査

労働局の職員が、申請者に対して、申請書や添付書類に記載された内容(一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細、財産の状況、収支の実績及び見込み等)について質問したり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

* 換価の猶予の申請があった場合、又は換価の猶予が許可された場合であっても、督促状が申請者に送付されますのでご承知置きください。

5 猶予が許可された場合

換価の猶予が許可された場合には、「換価の猶予許可通知書」が申請者に送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり納付してください。

なお、労働局での審査の結果により、申請書に記載された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ許可される場合、猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により許可される場合、又は申請書に記載された分割納付計画と異なる内容の分割納付計画により許可される

場合があります。このような許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

6 不許可となる場合

次のいずれかに該当するときは、換価の猶予を許可することができません。

なお、猶予の不許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

猶予の要件（ 3 ページの 1 の ~ ）に該当しないとき。

申請者について強制換価手続（ * 1 ）が開始されたとき、法人である申請者が解散したときなどにおいて、猶予を受けようとする労働保険料を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

申請者が猶予の審査をするために労働局の職員が行う質問に対して回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（ * 2 ）。

不当な目的で猶予の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき（ * 3 ）。

* 1 「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続などをいいます。

* 2 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」とは、具体的には、言動や行動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。

* 3 「申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不許可又はみなし取下げとなった後に、同一の労働保険料について再度猶予の申請がされたときなどが該当します。

7 猶予の取消し又は猶予期間の短縮

換価の猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されたりすることがあります。

なお、猶予の取消し又は猶予期間の短縮を受けたことに不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

猶予を受けている者について、「6 不許可となる場合」のと同様の事情がある場合で、猶予を受けている労働保険料を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

猶予を受けている労働保険料を「換価の猶予許可通知書」により通知された分割納付計画のとおり納付しないとき。

猶予を受けている労働保険料以外に新たに納付すべきこととなった労働保険料が滞納となったとき。

偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づき猶予が許可されたことが判明したとき。

財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

「換価の猶予申請書」の書き方

換価様式第 1号

申請書を提出する日を記載してください。

本欄には記載しないでください。

整理番号 換

換価の猶予申請書

收受印

大阪 労働局長 殿

令和 ×2 年 8 月 1 日

郵便番号、住所（又は所在地）、電話番号、携帯番号及び氏名（又は名称）を記載してください。

* 申請者が法人である場合は、その代表者の住所及び氏名を併せて記載してください。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により準用される場合を含む。)で準用する国税徴収法第15

申請者 1	労働保険番号	府 県 所 掌 官 轄 基 幹 番 号 枝 番 号	2 7 X X X X X X X X X X X X X X
	住所(所在地)	〒XXXX-XXXX 市 町 1234 (事業所: 市 町 4321)	
	事業場名・事業主氏名	労働 太郎	
	電話番号	0XX - XXX - XXXX 携帯電話 0X0 - XXXX - XXXX	

納付すべき労働保	年度	期	納期限	労働保険料	一般拠出金	延滞金	滞納処分費	備考
2	4	1	4.7.11	1,257,300 円	12,600 円	法律による金額 円 要	法律による金額 円	
				円	円	"	"	
				円	円	"	"	
				円	円	"	"	

納付すべき保険料等のうち、換価の猶予を受けようとする金額 1,169,900 円

換価の猶予を受けようとする期間 令和 ×2年 8月 1日 から 令和 ×3年 2月 28日 まで 7月間

3 時に納付することができない(生活維持又は事業の継続が困難となる)事情の詳細
生活雑貨の卸売及び小売を営んでいるが、材料費の高騰等による利益の減少に加え、大手の参入によって、取引先からの発注が減少、単価の引下げを求められており、資金繰りが悪化している。
労働保険料を一時に納付すると手元資金が不足し、事業の継続が困難となるおそれがある。

4 担保 有 無 担保財産の詳細 又は 提供できない特別の事情 担保として提供することができる担保価値のある財産を所有していないため。

5 納付計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
	令×2.8.31	110,000 円	令×2.12.31	100,000 円		
	令×2.9.30	100,000 円	令×3/1.31	300,000 円		
	令×2.10.31	150,000 円	令×3.2.28	249,900 円 + 延滞金		
	令×2.11.30	160,000 円		円		

「猶予期間の開始日」から「納付計画の最終日」及びその期間を記載します。

添付する書類欄

財産目録 収支の明細書
 財産収支状況書 担保関係書類
 その他 ()

猶予を受けようとする金額が 100万円以下 の場合には、「財産収支状況書」(9 ページ) を「換価の猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

猶予を受けようとする金額が 100万円を超える 場合には、「財産収支状況書」に代えて「財産目録」(13 ページ) 及び「収支の明細書」(17 ページ) を添付して提出する必要があります。

1 「納付すべき労働保険料等」欄

換価の猶予の申請をするときに、未納となっている労働保険料を全て記載します。

延滞金については、労働保険料の全額を納付していないときは、「要」と記載します。

2 「納付すべき保険料等のうち、換価の猶予を受けようとする金額」欄

「財産収支状況書」(9 ページ) の「2 現在納付可能金額」欄の「現在納付可能金額」を差し引いた金額を記載します。

* 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合には、「財産目録」(13 ページ) の「3 現在納付可能金額」欄の「現在納付可能金額()」を差し引いた金額を記載します。

3 「一時に納付することができない事情の詳細」欄

労働保険料を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情を記載します。

記載例

F N 土木の屋号で建設業を営んでいるが、取引先の 1 つであった(株)A 建設が事業縮小のため、(株)A 建設との契約が昨年 12 月をもって終了することとなった。

(株)A 建設との取引は、売上の約 40% を占めていたため、資金繰りが急速に悪化した。

現在は、事業に係る経費や生活費を節約するほか、家賃の安い住居に転居することにより、燃料費等の事業資金や生活費を捻出している状況である。

今月の入金額を全て労働保険料の納付に充てた場合には、事業資金の支払だけでなく、生活費の捻出が厳しくなり、生活の維持が困難となる。

4 「担保」欄

猶予を受けるに当たり、担保を提供する必要がある場合には「有」に、担保を提供する必要がない場合には「無」にチェックを付けます。

* 猶予を受けようとする場合には、原則として担保を提供することが必要です。ただし、次のからまでのいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありませんので、「無」の方にチェックを付けます。

猶予を受ける金額が 100 万円以下である場合

猶予を受ける期間が 3 か月以内である場合

担保を提供することができない特別の事情(国税通則法により提供することができることとされている担保に該当するものがないなど)がある場合

国税通則法により提供することができることとされている担保

- 1 国債及び地方債
- 2 社債その他の有価証券で労働局長が确实と認めるもの
- 3 土地
- 4 建物
- 5 労働局長が确实と認める保証人の保証

「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄

提供する担保の種類、数量、価額及び所在等を記載します。

* 前記 又は に該当する場合には、この欄には「 」と記載します。

前記 に該当する場合には、その担保を提供することができない特別の事情を記載します。

記載例

(保証人の保証を担保として提供する場合)

担保	有 無	担保財産の詳細 又は 提供できない特別の事情	保証人の氏名：○○ ○○ 保証人の住所：○○市 町××
----	--------	---------------------------	--------------------------------

(担保を提供することができない特別の事情がある場合)

担保	有 無	担保財産の詳細 又は 提供できない特別の事情	担保として提供することができる担保価値のある財産を所有していないため。
----	--------	---------------------------	-------------------------------------

5 「納付計画」欄

「財産収支状況書」(9 ページ) の「4分割納付計画」欄から転記します。

* 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合には、「収支の明細書」(18 ページ) の「7分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「納付年月日」欄及び「 分割納付金額」欄を転記します。

「財産収支状況書」の書き方

換価様式第 2号

収受印

財 産 収 支 状 況 書

申請書を提出する日を記載してください。

令和 ×2 年 8 月 1 日

1. 住所・氏名等

住 所 (所在地)	市 町 1234	事業場名・ 事業主氏名	労働 太郎
--------------	----------	----------------	-------

2. 現在納付可能金額

現金及び預貯金等	預貯金等 の種類	預貯金等の額	納付可能金額	納付に充てられない事情
1 現金		30,000 円	円	運転資金 生活費 その他 []
A銀行 支店	普通	150,000 円	0 円	☑運転資金 生活費 その他 []
A銀行 支店	当座	120,000 円	0 円	☑運転資金 生活費
信用金庫 支店	当座	50,000 円	100,000 円	☑運転資金 生活費
現在納付可能金額			100,000 円	

この金額は直ちに納付に充てることができる金額です。

3. 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区 分	見 込 金 額	
2 収入	売上、給与、報酬	3,470,000 円
	その他()	円
		円
収入合計		3,470,000 円
支出	仕入	1,850,000 円
	給与	320,000 円
	地代家賃	100,000 円
	水道光熱費	100,000 円
	社労保険料等	30,000 円
	諸経費	170,000 円
	借入金返済	330,000 円
	生活費(扶養親族 3 人)	320,000 円
支出合計		3,220,000 円
納付可能基準額 ()		250,000 円

4. 分割納付計画

3	分割納付金額	備 考
8 月	110,000 円	
9 月	100,000 円	
10 月	150,000 円	
11 月	160,000 円	
12 月	100,000 円	
1 月	300,000 円	
2 月	249,900 円 + 延滞金	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
[備考]		

「換価の猶予申請書」の「納付計画」欄に転記します。

5. 財産等の状況

4	売掛金・貸付金等の状況	売掛金等の額	回収予定日	種類	回収方法
	売掛先等の名称・住所				
	A建設株式会社 市 町	500,000 円	○・8・25	売掛金	振込み
	有限会社〇〇工務店 市 町	180,000 円	○・9・10	売掛金	小切手
	株式会社××ホーム 市 町	50,000 円	○・11・25	貸付金	現金

(2) その他の財産の状況

不動産等	資材置き場用土地(市 町)	国債・株式等	
車両等	事業用車両1台(ミニバン「大阪5355...X」ローン有)	その他(保険等)	〇〇生命保険

(3) 借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
銀行 支店	9,600,000 円	80,000 円	1X年 5月	可・(否)	資材置き場土地(市 町)
リース株式会社	800,000 円	15,000 円	X年 3月	可・(否)	

* 各欄に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載して提出してください。

「財産収支状況書」は、猶予を受けようとする金額が 100万円以下の場合に、「換価の猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

1 「2 現在納付可能金額」欄

この欄では、申請書を提出する日現在において、直ちに納付することができる金額を計算します。

現金及び預貯金等	預貯金等の種類	預貯金等の額	納付可能金額	納付に充てられない事情
現金		30,000 円	円	運転資金 生活費 ()
A 銀行 支店	普通	150,000 円	0 円	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 生活費 ()
A 銀行 支店	当座	120,000 円	0 円	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 生活費 ()
信用金庫 支店	当座	50,000 円	100,000 円	運転資金 生活費 ()
現在納付可能金額			100,000 円	

「現金及び預貯金等」欄には、申請書を提出する日現在の預貯金等がある金融機関等の名称・支店名、上場株式などの売却が容易な財産の名称・数量を記載します。

「預貯金等の種類」欄には、預貯金について、普通、当座、定期等の種類を記載します。

「預貯金等の額」欄には、申請書を提出する日現在の自宅や事務所等に保管している手持ち現金の金額及び預貯金等の金額を記載します。

「納付可能金額」欄には、納付することができる金額を記載します。

「納付に充てられない事情」欄には、預貯金等の額のうち、納付に充てられない事情がある場合に、当てはまる事情にチェックを付けます。

- ・ 「 運転資金」には、申請書を提出する日からおおむね 1 か月以内（以下「計算期間」といいます。）（*）の事業に係る支出（ 11 ページ 2 口 ）に充てる必要があるときにチェックを付けます。
- ・ 「 生活費」には、納付者が個人である場合で、計算期間（*）に支出する生活費（ 11 ページ 2 口 ）に充てる必要があるときにチェックを付けます。
- ・ 「 その他」にチェックを付けた場合には、その事情を（ ）内に具体的に記載します。

* 申請書を提出する日から 1 か月以内において、最も資金手当てが必要になる日までの期間とすることができます。

なお、収入などの状況により、計算期間を超える期間のために資金手当てをしておかなければ事業の継続又は生活の維持が困難となるときは、その所要資金の額も対象とすることができます。

「現在納付可能金額」欄には、「納付可能金額」欄の合計額を記載します。

「現在納付可能金額」欄の金額は、直ちに納付に充てることのできる金額であるため、速やかに納付してください。

なお、納付がない場合は、猶予が不許可となる場合がありますので、ご注意ください。

2 「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄

猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を記載します。

この欄で計算した「納付可能基準額（ ）」を基に「4 分割納付計画」欄に記載します。

イ 「収入」欄

売上収入その他の経常的な収入を全て税込金額で記載します。

（納付者が個人の場合には、給与収入や報酬も含めて記載します。）

ロ 「支出」欄

事業に係る支出

仕入、給与、役員給与（人件費）家賃等、諸経費、借入返済その他の支出を記載します。

なお、これらの支出は、事業の継続のために真に必要と認められるものに限られるため、例えば、次に掲げるようなものは認められないことに留意してください。

- ・ 不要不急の財産の取得のための支出
- ・ 期限の定めのない債務の弁済のための支出

* 減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。

また、給与、報酬などの支出の見込金額は、源泉徴収する所得税等を差し引いた金額を記載してください。

生活費（納付者が個人の場合のみ）

納付者及び納付者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、次のA又はBのいずれかの方法により計算した金額を記載します。

なお、納付者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額を次のA又はBのいずれかの方法により計算した金額から減算します。

A 納付者及び納付者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、納付者本人につき100,000円、生計を一にする配偶者その他の親族1人につき45,000円、手取り額から及びを差し引いた金額の100分の20に相当する金額（又は及びの合計額の2倍に相当する額のいずれか少ない金額）の合計額（以下「基準額」といいます。）

なお、納付者及び納付者と生計を一にする配偶者その他の親族の年齢、所有資産、健康状態などの事情を勘案して、養育費、教育費、治療費など生活の維持のために必要不可欠な支出として、基準額を超える金額の生活費を見込む必要がある場合には、必要最低限の所要資金の額を基準額に加算することができます。

B 実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額を具体的に把握している場合は、それらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額。

3 「4 分割納付計画」欄

この欄には、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「納付可能基準額（ ）」を基に具体的な納付計画を記載します。この欄に記載した納付計画は、申請書の「納付計画」欄に転記します。

イ 「月」欄

猶予期間中の全ての月を記載します。

□ 「分割納付金額」欄

猶予期間中の各月における納付金額は、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」欄の「納付可能基準額()」に記載した金額とします。ただし、臨時的な収入若しくは支出等がある月において、納付可能基準額よりも増額又は減額した金額により納付する場合には、その増額又は減額した金額を記載します。

4 「5 財産等の状況」欄

イ 「売掛金・貸付金等の状況」欄

売掛金・貸付金等について、売掛金等の名称、住所、金額、回収予定日(手形の場合は支払期日)、種類及び回収方法を記載します。

売掛先等の名称・住所		売掛金等の額	回収予定日	種類	回収方法
A 建設株式会社	市 町	500,000 円	○・8・25	売掛金	振込み
有限会社〇〇工務店	市 町	180,000 円	○・9・10	売掛金	小切手
株式会社××ホーム	市 町	50,000 円	○・11・25	貸付金	現金

「種類」欄には、売掛金、貸付金、未収入金等の種類を記載します。

「回収方法」欄には、現金、振込み、手形、小切手等の回収方法を記載します。

□ 「その他の財産の状況」欄

不動産、国債・株式等の有価証券及び車両など、所有している財産の種類、数量、所在地等を記載します。

また、「その他(保険等)」欄には、敷金、保証金、保険等の財産を記載します。

なお、速やかに売却して納付に充てることができるものとして、1 「2 現在納付可能金額」欄に記載した財産については、この欄に記載する必要はありません。

不動産等	資材置き場用土地(市 町)	国債・株式等	
車両等	事業用車両1台(ミニバン「大阪535B・・・X」ローン有)	その他(保険等)	〇〇生命保険

八 「借入金・買掛金の状況」欄

借入先等の名称、借入総額、月額返済額、返済終了(支払)年月、追加借入の可否及び担保提供財産等を記載します。

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
銀行 支店	9,600,000 円	80,000 円	1X年 5月	可・ <input checked="" type="radio"/> 否	資材置き場土地(市 町)
リース株式会社	800,000 円	15,000 円	X年 3月	可・ <input checked="" type="radio"/> 否	

「月額返済額」欄には、毎月の平均的な返済額を記載します。

「返済終了(支払)年月」欄には、借入金の返済が終了する、又は買掛金等を支払う年月を記載します。

「追加借入の可否」欄には、借入の枠が残っているなど、追加借入ができる場合は「可」で、できない場合は「否」に○印を付けます。

「担保提供財産等」欄には、借入等のために抵当権を設定しているものなど、担保として提供している財産等を記載します。

「財産目録」の書き方

申請書を提出する日を記載してください。

換価様式第 3号

収受印

財 産 目 録

令和 ×2年 8月 1日

1.住所・氏名等

住所 (所在地)	市 町1234	事業場名・ 事業主氏名	労働 太郎
-------------	---------	----------------	-------

2.財産の状況

(1) 預貯金等の状況

1	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額
	手持ち現金	現金	30,000 円	B信用金庫 支店	当座	50,000 円
	A銀行 支店	普通	150,000 円			円
	A銀行 支店	当座	220,000 円			円
預 貯 金 等 合 計 (A)						450,000 円

(2) 売掛金・貸付金等の状況

2	売掛先等の名称・住所	種類	回収予定日	回収方法	売掛金等の額
	A食品販売株式会社 東京都 区 町	売掛金	○・7・10	振込み	1,270,000 円
	株式会社B商事 埼玉県 市 町	売掛金	○・7・16	手形	800,000 円
	株式会社Cコーポレーション 大津市 ZZ	貸付金	○・7・25	振込み	40,000 円
					円

(3) その他の財産の状況

3	財 産 の 種 類	担保等	直ちに納付に 充てられる金額
	国債・株式等		0 円
	不動産等 店舗の建物(市 町X-X-X)	<input checked="" type="checkbox"/>	0 円
	車両 車両2台		0 円
	その他財産 (敷金、保証金、積立金、保険等) A銀行 支店(定期預金300,000円)	<input checked="" type="checkbox"/>	0 円
合 計 (B)			0 円

(4) 借入金・買掛金の状況

4	借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払) 年月	追加借入 の可否	担保提供財産等
	A銀行 支店	2,000,000 円	200,000 円	年 3月	可・ <input checked="" type="radio"/> 否	店舗の建物
	Bファイナンス	1,800,000 円	100,000 円	年 5月	可・ <input type="radio"/>	
	大阪 一郎	800,000 円	30,000 円	年 10月	可・ <input type="radio"/>	

この金額は直ちに納付に充てることができる金額です。

3.現在納付可能金額

5	当座資金額((A) + (B))	当面の必要資金額((C))	現在納付可能金額(-)
	450,000 円	350,000 円	100,000 円

「当面の必要資金額」の内容

6	項目	金額	内 容
	事業支出	2,500,000 円	仕入代金1,700,000円 + 給与255,000円 + 地代100,000円 + 借入金返済330,000円 + 諸経費85,000円 + 社会保険料等30,000円
見 込	生活費 (個人の場合のみ)	320,000 円	【扶養親族3人】 自宅家賃100,000円、食費100,000円、被服費10,000円、光熱費20,000円、通信費(携帯等)50,000円、保険料10,000円、教育費30,000円
	収入見込	2,470,000 円	事業収入(売掛先3社からの売掛金回収額) ・A食品販売株式会社(東京都○○区 町)・株式会社B商事(埼玉県○○市 町) ・株式会社Cコーポレーション(愛知県○○市 町)
	(支出見込) - (収入見込)(C)	350,000 円	マイナスになった場合は0円

* 各欄に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載して提出してください。

「財産目録」は、猶予を受けようとする金額が 100万円を超える場合に、「換価の猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

1 「 預貯金等の状況」欄

金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額
手持ち現金	現金	30,000 円	B 信用金庫 支店	当座	50,000 円
A 銀行 支店	普通	150,000 円			円
A 銀行 支店	当座	220,000 円			円
預 貯 金 等 合 計 (A)					450000 円

申請書を提出日現在の、自宅や事務所等に保管している手持ち現金の額を記載します。

預貯金等については、金融機関等の名称及び支店名、預貯金等の種類（普通、当座、定期など）及びその金額を記載します。

手持ち現金及び預貯金等の額の合計を「預貯金等合計（A）」欄に記載します。

* 預貯金等のうち、借入の担保になっているものについては、「その他の財産の状況」欄の「その他財産」欄に記載します。

2 「 売掛金・貸付金等の状況」欄

売掛金・貸付金等について、売掛金等の名称、住所、金額、回収予定日（手形の場合は支払期日）、回収方法及び金額をそれぞれの欄に記載します。

売 掛 先 等 の 名 称 ・ 住 所		種 類	回 収 予 定 日	回 収 方 法	売 掛 金 等 の 額
A 食品販売株式会社	東京都 区 町	売掛金	○ ・ 7 ・ 10	振込み	1,270,000 円
株式会社 B 商事	埼玉県 市 町	売掛金	○ ・ 7 ・ 16	手形	800,000 円
株式会社 C コーポレーション	大津市 ZZ	貸付金	○ ・ 7 ・ 25	振込み	40,000 円

「種類」欄には、売掛金、貸付金、未収金等の種類を記載します。

「回収方法」欄には、現金、振込み、手形、小切手等の回収方法を記載します。

3 「 その他の財産の状況」欄

財 産 の 種 類		担 保 等	直ちに納付に 充てられる金額
国債・株式等			0 円
不動産等	店舗の建物（ 市 町 X - X - X ）	☑	0 円
車両	車両 2 台		0 円
その他財産 (敷金、保証金、積立金、保険等)	A 銀行 支店（定期預金 300,000 円）	☑	0 円
合 計 (B)			0 円

国債・株式等の有価証券、不動産等、車両など所有している財産をそれぞれの欄ごとに具体的に記載します。

また、「その他財産」欄には、敷金、保証金、保険等のほか、預貯金等のうち、借入の担保になっているものを記載します。ただし、**1**「預貯金等の状況」欄に記載した財産は、記載する必要はありません。

「担保等」欄には、記載した財産に抵当権等の担保権が設定されている場合にチェックを付けます。

「直ちに納付に充てられる金額」欄には、記載した財産のうち、現金化することが容易で、直ちに納付に充てられる財産の金額を記載し、その合計金額を「合計(B)」欄に記載します。

4 「借入金・買掛金の状況」欄
(12ページ**4**「5財産等の状況」欄のハ「借入金・買掛金の状況」欄をご覧ください。)

5 「3現在納付可能金額」欄

イ 「当座資金額((A)+(B))」欄

次の金額の合計額を記載します。

(イ) **1**「預貯金等の状況」欄の「預貯金等合計(A)」欄の金額

(ロ) **3**「その他の財産の状況」欄の「合計(B)」欄の金額

ロ 「当面の必要資金額(C)」欄

6「当面の必要資金額」欄の「(支出見込) (収入見込)(C)」欄の金額を記載します。

ハ 「現在納付可能資金額()」欄

「当座資金額((A)+(B))」欄の金額から「当面の必要資金額(C)」欄の金額を差し引いた金額を記載します。

「現在納付可能金額()」欄の金額は、直ちに納付に充てることができる金額であるため、速やかに納付してください。

なお、納付がない場合は、猶予が不許可となることがありますので、ご注意ください。

6 「当面の必要資金額の内容」

項目	金額	内容
支出見込	2,500,000 円	仕入代金1,700,000円 + 給与255,000円 + 地代100,000円 + 借入金返済330,000円 + 諸経費85,000円 + 社会保険料等30,000円
	320,000 円	【扶養親族3人】 自宅家賃100,000円、食費100,000円、被服費10,000円、光熱費20,000円、通信費(携帯等)50,000円、保険料10,000円、教育費30,000円
収入見込	2,470,000 円	事業収入(売掛先3社からの売掛金回収額) ・A食品販売株式会社(東京都〇〇区 町) ・株式会社B商事(埼玉県〇〇市 町) ・株式会社Cコーポレーション(愛知県〇〇市 町)
(支出見込) - (収入見込)(C)	350,000 円	マイナスになった場合は0円

イ 「事業支出」欄

申請書を提出する日からおおむね1か月以内(以下「計算期間」といいます。)(* 1)に支出する事業の継続のために必要不可欠な金額(* 2)及びその主な内容を記載します(11ページの「3今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」欄のロ「支出」欄の「事業に係る支出」をご覧ください。)

ロ 「生活費」欄（納付者が個人の場合のみ）

計算期間に支出する納付者及び納付者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、次のA又はBのいずれかの方法により計算した金額を記載します。

なお、納付者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額を次のA又はBのいずれかの方法により計算した金額から減算します。

A 納付者及び納付者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、納付者本人につき100,000円、生計を一にする配偶者その他の親族1人につき45,000円、手取り額から及びを差し引いた金額の100分の20に相当する金額（又は及びの合計額の2倍に相当する額のいずれか少ない金額）の合計額（以下「基準額」といいます。）

なお、納付者及び納付者と生計を一にする配偶者その他の親族の年齢、所有資産、健康状態などの事情を勘案して、養育費、教育費、治療費など生活の維持のために必要不可欠な支出として、基準額を超える金額の生活費を見込む必要がある場合には、必要最低限の所要資金の額を基準額に加算することができます。

B 実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額を具体的に把握している場合は、それらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額

ハ 「収入見込」欄

計算期間に入金予定の事業収入、給与収入、その他の収入金額及びその主な内容を記載します。

ニ 「(支出見込) (収入見込)(C)」欄

支出見込額から収入見込額を控除した金額（マイナスの場合は0円とします。）を記載し、この欄の金額を「3 現在納付可能金額」欄の「 当面の必要資金額 (C)」欄に転記します。

「収支の明細書」の書き方

換価様式第 4号



申請書を提出する日を記載してください。

収 支 の 明 細 書

令和 ×2 年 8 月 1 日

1. 住所・氏名等

住 所 (所在地)	市 町 1 2 3 4	事業場名・ 事業主氏名	労働 太郎
--------------	-------------	----------------	-------

前1年間における各月の収入及び支出の状況

1	月	総収入金額	総支出金額	差額(-)	備 考
	×1 年 8月	3,459,000 円	3,010,000 円	449,000 円	
	×1 年 9月	3,228,000 円	2,741,000 円	487,000 円	
	×1 年 10月	2,859,000 円	2,736,000 円	123,000 円	
	×1 年 11月	3,351,000 円	3,175,000 円	176,000 円	
	×1 年 12月	3,602,000 円	3,429,000 円	173,000 円	
	×2 年 1月	3,838,000 円	3,255,000 円	583,000 円	
	×2 年 2月	4,135,000 円	3,578,000 円	557,000 円	
	×2 年 3月	2,850,000 円	4,080,000 円	1,230,000 円	事業用車両の故障による修繕費として150万円の臨時的な支出があった。
	×2 年 4月	3,670,000 円	2,795,000 円	875,000 円	定期預金の満期解約により80万円の臨時的な収入があった。
	×2 年 5月	3,050,000 円	2,835,000 円	215,000 円	
	×2 年 6月	2,750,000 円	2,995,000 円	245,000 円	自宅の給湯器破損による修繕費用として30万円の臨時的な支出があった。
	×2 年 7月	2,640,000 円	2,390,000 円	250,000 円	

3. 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

2	区 分		見込金額	区 分		見込金額
	収 入	売上		3,470,000 円	支 出	仕入
			円	給与		320,000 円
			円	地代家賃		100,000 円
			円	水道光熱費		100,000 円
			円	社会保険料等(健康保険、厚生年金)		30,000 円
			円	諸経費		170,000 円
			円	借入金返済		330,000 円
			円			円
			円	生活費(扶養親族 3 人)		320,000 円
収 入 合 計			3,470,000 円	支 出 合 計		3,220,000 円
納付可能基準額(-)			250,000 円			

[備考]

この欄に記載した金額を、「7分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「納付可能基準額」欄に転記します(裏面「 」部分)。

* 各欄に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載して提出してください。

(裏面)

4. 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額

3	内 容	年 月		金 額
		年	月	
臨時収入	自動車(自家用)の売却	×2年	10月	300,000 円
		年	月	円
		年	月	円
		年	月	円
		年	月	円
		年	月	円
臨時支出	自宅のバリアフリー工事	×2年	12月	250,000 円
	事業用車両の車検費用	×3年	2月	150,000 円
		年	月	円
		年	月	円
		年	月	円
		年	月	円

5. 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等

4	年 月	税 目	金 額	年 月	税 目	金 額
	×2年8月	固定資産税	40,000 円	×3年2月	固定資産税	40,000 円
	×2年9月	源泉所得税	50,000 円	×3年3月	源泉所得税	50,000 円
	×2年10月	消費税及地方消費税(中間分)	600,000 円	×3年5月	申告所得税	150,000 円
	×2年11月	固定資産税	40,000 円	×3年5月	消費税及地方消費税(確定分)	600,000 円

6. 家族(役員)の状況

5	氏 名	生 年 月 日	収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	職業・所有財産等
本人	労働 太郎	昭和 大正 XX年 11月 15日	300,000 円	
妻	労働 花子	昭和 大正 XX年 8月 26日	80,000 円	専従者
子	労働 健太	明治 大正 昭和 XX年 9月 7日	0 円	

7. 分割納付年月日及び分割納付金額

6	納付年月日	納付可能基準額	季節変動等 に伴う増減額	臨時の入出金額	国税等納付額	分割納付金額 (+ -)
	×2年 8月 31日	250,000 円	円	円	140,000 円	110,000 円
	×2年 9月 30日	250,000 円	円	円	150,000 円	100,000 円
	×2年 10月 31日	250,000 円	円	300,000 円	700,000 300,000 円	150,000 円
	×2年 11月 30日	250,000 円	円	円	90,000 円	160,000 円
	×2年 12月 31日	250,000 円	100,000 円	250,000 円	円	100,000 円
	×3年 1月 31日	250,000 円	100,000 円	円	50,000 円	300,000 円
	×3年 2月 28日	250,000 円	250,000 円	150,000 円	90,000 円	249,900 + 延滞金
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円

「納付年月日」欄及び「分割納付金額(+ + -)」欄については、「換価の猶予申請書」の「納付計画」欄に転記します。

「収支の明細書」は、猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合に、「換価の猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

- 1 「2 直前 1 年間における各月の収入及び支出の状況」欄
申請書を提出する日の直前 1 年間における各月ごとの「総収入金額」、「総支出金額」及び「差額()」を記載します。

また、「差額()」欄の金額がマイナスのときは、金額の前に「-」を付けます。
なお、臨時的な収入や支出があった月については、「備考」欄にその理由を記載します。

「備考」欄の記載例

- ・ 事業用車両の売却代金として 30 万円の臨時的な収入があった。
- ・ 製造用機械の故障による修繕費として 300 万円の臨時的な支出があった。

* 月次決算又は毎月の収支計算を行っていない場合は、直前の事業年度の決算に基づき記載して差し支えありません。

- 2 「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」欄
猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を税込金額で記載します。
(11 ページ 2 「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」欄をご覧ください。)

- 3 「4 今後 1 年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄
今後 1 年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額を税込金額で記載します。

「臨時収入」欄

例えば、不要不急資産の売却、新規借入や貸付金の回収等による臨時的な収入が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記載します。

内訳	内 容	年	月	金 額
臨時収入	自動車(自家用)の売却	× 2 年	10 月	300,000 円
		年	月	円
		年	月	円
		年	月	円
		年	月	円
		年	月	円

「臨時支出」欄

例えば、事業の継続のためのやむを得ない設備・機械の購入等による臨時的な支出が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記載します。

臨時支出	自宅のバリアフリー工事	× 2 年	12 月	250,000 円
	事業用車両の車検費用	× 3 年	2 月	150,000 円
		年	月	円
		年	月	円
		年	月	円
		年	月	円

4 「5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等」欄

今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税、地方税、社会保険料等について、その納付すべきこととなる年月、税目及び金額をそれぞれの欄に記載します。

年 月	税 目	金 額	年 月	税 目	金 額
令×2年8月	固定資産税	40,000円	令×3年2月	固定資産税	40,000円
令×2年9月	源泉所得税	50,000円	令×3年3月	源泉所得税	50,000円
令×2年10月	消費税及地方消費税(中間分)	600,000円	令×3年5月	申告所得税	150,000円
令×2年11月	固定資産税	40,000円	令×3年5月	消費税及地方消費税(確定分)	600,000円

* 月ごとに納付する源泉所得税や社会保険料などは「3今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」欄の「支出」欄に記載します。

5 「6 家族(役員)の状況」欄

○ 納付者が法人の場合

全ての役員について、その役職、氏名、生年月日、月の報酬額及び所有財産等を記載します。

* 報酬額は、源泉徴収する所得税等を控除する前の金額を記載してください。

続柄(役職)	氏 名	生 年 月 日	収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	職業・所有財産等
代表者	労働 一郎	明治 昭和 大正 平成 XX年11月15日	350,000円	
取締役	常盤 花子	明治 昭和 大正 平成 XX年8月26日	300,000円	

○ 納付者が個人の場合

生計を一にする親族について、続柄、氏名、生年月日、収入金額(専従者給与を受けている場合は、その金額)、職業及び所有財産等を記載します。

* 収入金額の欄は、源泉徴収する所得税等を控除する前の金額を記載してください。

続柄(役職)	氏 名	生 年 月 日	収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	職業・所有財産等
本人	労働 太郎	明治 昭和 大正 平成 XX年11月15日	300,000円	
妻	労働 花子	明治 昭和 大正 平成 XX年8月26日	80,000円	専従者
子	労働 健太	明治 昭和 大正 平成 XX年9月7日	0円	

6 「分割納付年月日及び分割納付金額」欄

イ 「納付年月日」欄

猶予期間中の各月の納付年月日を記載します。

ロ 「納付可能基準額」欄

「3今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」欄の「納付可能基準額()」欄に記載した金額を転記します。

ハ 「 季節変動等に伴う増減額」欄

例年の収支状況を基に、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄で算出した「納付可能基準額（ ）」と比較し、季節変動等に伴う増減額を記載します。

なお、減額する場合には、金額の前に「 - 」を付けます。

ニ 「 臨時的入出金額」欄

「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄を基に、納付年月における臨時の入出金額の合計額を記載します。

なお、減額する場合には、金額の前に「 - 」を付けます。

ホ 「 国税等納付額」欄

納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等の分割納付年月における納付見込額を記載します。

ヘ 「 分割納付金額（ + + - ）

各月ごとに、「納付可能基準額」欄の金額に「季節変動等に伴う増減額」欄の金額及び「臨時の入出金額」欄の金額を加算し、「国税等納付額」の欄の金額を減算した金額を記載します。

なお、最終の納付年月日の「分割納付金額（ + + - ）」欄には、「〇〇〇円（労働保険等の残額）+ 延滞金」と記載します。